

市 会 議 案

令和3年6月定例会（令和3年6月18日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和3年第84号議案	名古屋市手数料条例の一部改正について……………	1頁
令和3年第85号議案	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 の一部改正について……………	5頁
令和3年第86号議案	名古屋市プール条例の一部改正について……………	15頁
令和3年第87号議案	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の 一部改正について……………	17頁
令和3年第88号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について…	33頁
令和3年第89号議案	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の廃止について……	37頁
令和3年第90号議案	名古屋市立中央看護専門学校条例の廃止について……	39頁
令和3年第91号議案	名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正につ いて……………	41頁
令和3年第92号議案	名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正に ついて……………	43頁
令和3年第93号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部改正について……………	45頁
令和3年第95号議案	契約の締結について……………	51頁
令和3年第96号議案	訴えの提起について……………	55頁
令和3年第97号議案	訴えの提起について……………	59頁
令和3年第98号議案	訴えの提起について……………	67頁
令和3年第99号議案	訴えの提起について……………	75頁
令和3年第100号議案	訴えの提起について……………	81頁
令和3年第101号議案	訴えの提起について……………	89頁
令和3年第102号議案	訴えの提起について……………	97頁
令和3年第103号議案	訴えの提起について……………	103頁
令和3年第104号議案	訴えの提起について……………	109頁
令和3年第105号議案	指定管理者の指定について……………	119頁

令和3年第106号議案	指定管理者の指定について……………	121頁
令和3年第107号議案	指定管理者の指定の変更について……………	123頁
令和3年第108号議案	指定管理者の指定の変更について……………	125頁
令和3年第109号議案	指定管理者の指定の変更について……………	127頁
令和3年第110号議案	指定管理者の指定の変更について……………	129頁
令和3年第111号議案	指定管理者の指定の変更について……………	131頁
令和3年第112号議案	指定管理者の指定の変更について……………	133頁
令和3年第113号議案	指定管理者の指定の変更について……………	135頁
令和3年第114号議案	指定管理者の指定の変更について……………	137頁
令和3年第115号議案	指定管理者の指定の変更について……………	139頁
令和3年第116号議案	指定管理者の指定の変更について……………	141頁
令和3年第117号議案	指定管理者の指定の変更について……………	143頁
令和3年第118号議案	指定管理者の指定の変更について……………	145頁
令和3年第119号議案	指定管理者の指定の変更について……………	147頁
令和3年第120号議案	指定管理者の指定の変更について……………	149頁
令和3年第121号議案	指定管理者の指定の変更について……………	151頁
令和3年第122号議案	指定管理者の指定の変更について……………	153頁
令和3年第123号議案	指定管理者の指定の変更について……………	155頁
令和3年第124号議案	指定管理者の指定の変更について……………	157頁
令和3年第125号議案	指定管理者の指定の変更について……………	159頁
令和3年第126号議案	指定管理者の指定の変更について……………	161頁
令和3年第127号議案	指定管理者の指定の変更について……………	163頁
令和3年第128号議案	指定管理者の指定の変更について……………	165頁
令和3年第129号議案	指定管理者の指定の変更について……………	167頁
令和3年第130号議案	指定管理者の指定の変更について……………	169頁
令和3年第131号議案	指定管理者の指定の変更について……………	171頁
令和3年第132号議案	指定管理者の指定の変更について……………	173頁
令和3年第133号議案	指定管理者の指定の変更について……………	175頁
令和3年第134号議案	指定管理者の指定の変更について……………	177頁
令和3年第135号議案	整備計画の変更に対する同意について……………	179頁

令和3年諮問第2号 保護費の返還の督促に関する審査請求について……………	185頁
--------------------------------------	------

令和 3 年第84号議案

名古屋市手数料条例の一部改正について

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「、個人番号カードの再交付については 1 枚ごとに」を削る。

第 5 条第 4 号中「、閲覧又は個人番号カードの再交付」を「又は閲覧」に改める。

第 7 条中「第 2 条第 1 項第23号及び第24号」を「第 2 条第 1 項第22号及び第23号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(13)

(14) 個人番号カードの再交付

800 円

(14) }
(15) { (略)
{
(25)
(26)

2 (略)

(取扱件数)

第4条 証明又は奥書については土地は1筆、建物は1個、その他は第2条第1項各号に該当するごとに、閲覧については住民基本台帳は10人、その他の公簿は1冊 (簿冊によらないものは、これに相当する枚数のカード)、公文書は1事件、図面は1枚ごとに、納税証明については1年度ごとに、個人番

号カードの再交付については1枚ごとに1件とする。

2 (略)

(手数料を徴収しない事務)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事務については、手数料は徴収しない。

- (1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 公費の救助を受ける者から請求する証明 又は閲覧
、閲覧又は個人番号カードの再

交付

(公簿等の範囲)

第7条 第2条第1項 第22号及び第23号及び第23号及び第24号の公簿、公文書及び図面は、公衆の閲覧に供して支障のないものでなければならない。

令和 3 年第85号議案

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正について

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成29年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「自転車小売業者等」を「自転車小売等業者」に改め、「の小売」の次に「又は整備」を加え、「（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しをする者（以下「自転車貸出業者」という。）」を削り、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自転車貸出業者 自転車の貸出しをする者をいう。

第4条第1項第4号中「点検整備」の次に「及び盗難防止対策」を加える。

第6条第4項及び第7条第2項中「整備をするよう」を「整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう」に改める。

第8条の見出しを「（自転車小売等業者等の責務）」に改め、同条第1項中

「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に改め、「、自転車の販売に当たっては」を削り、「購入しよう」を「購入し、又は整備を依頼しよう」に改め、同条第2項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に、「購入しよう」を「購入し、又は整備を依頼しよう」に、「販売する」を「販売し、又はその整備を行う」に改め、同条第3項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、その業務の用に供する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

第13条を次のように改める。

(乗車用ヘルメットの着用)

第13条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動のために従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(乗車用ヘルメットの着用の促進)

第13条の2 市は、自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用の促進するための啓発、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 高齢者と同居する者等 自転車を利用しようとする当該高齢者
- (2) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼しようとする者
- (3) 自転車貸出業者 貸出しを受けて自転車を利用しようとする者
- (4) 事業者 通勤のため自転車を利用しようとする従業員
- (5) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のため自転車を利用しよう

とする児童、生徒又は学生

第14条第1項中「自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。）は」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車を利用するに当たって」に改め、同項ただし書中「自転車利用者」を「各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。） 当該自転車利用者
- (2) 保護者 その監護する未成年者
- (3) 自転車貸出業者 その貸出しの用に供する自転車を利用する者
- (4) 事業者 その事業活動のために自転車を利用する従業員

第14条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第15条を次のように改める。

（自転車損害賠償保険等の加入の促進）

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該各号に定める者に対し、その加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- (1) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼する者
- (2) 事業者 通勤のため自転車を利用する従業員
- (3) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のため自転車を利用する児童、生徒又は学生

第17条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第2項に係る部分に限る。）並びに第14条及び第15条の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入等について必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (抜すい)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) }
(5) } (略)

(6) 自転車小売等業者 自転車小売業者等 自転車の小売又は整備を業とする者 (以下「自転車小売業者」という。) 及び自転車の貸出しをする者 (以下「自転車貸出業者」という。) をいう。

(7) 自転車貸出業者 自転車の貸出しをする者をいう。

(8) }
(7) } (略)
(10) }
(9) }

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) }
(3) } (略)

(4) 自転車の定期的な点検整備及び盗難防止対策の促進

(5) (略)

2 }
3 } (略)
4 }

(自転車利用者の責務)

第6条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 自転車利用者は、両側面に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用に努めるとともに、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 (略)

- 2 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(自転車小売等業者等
自転車小売業者等の責務)

- 第8条 自転車小売等業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入し、又は整備を依頼しようとする者に対し、前2条の責務の周知に努めなければならない。

- 2 自転車小売等業者は、道路において利用する自転車を購入し、又は整備を依頼しようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を販売し、又はその整備を行う等、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努めなければならない。

- 3 自転車小売等業者は、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用

に関する啓発を行うよう努めなければならない。

4 } (略)
5 }

(事業者の責務)

第9条 (略)

2 事業者は、その業務の用に供する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)
(高齢者の自転車事故防止)

第13条 自転車利用者
高齢者 は、自転車を利用するときは、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者は、自転車を利用しようとする高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
の機能の変化を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うものとする。

3 事業者は、その事業活動のために従業員が自転車を利用するときは、当該高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう
乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めなければならない。

4 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用を勧めるよう努めなければならない。
(乗車用ヘルメットの着用の促進)

第13条の2 市は、自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進するための啓発、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、乗車用ヘルメットの

着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 高齢者と同居する者等 自転車を利用しようとする当該高齢者
- (2) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼しようとする者
- (3) 自転車貸出業者 貸出しを受けて自転車を利用しようとする者
- (4) 事業者 通勤のため自転車を利用しようとする従業員
- (5) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のため自転車を利用しようとする児童、生徒又は学生

(自転車損害賠償保険等の加入)

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車を利用するに当
自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を
たって
除く。）は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当
各号に掲げる者
該自転車利用者
以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険
等に参加している場合は、この限りでない。

- (1) 自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。） 当該自転車利用者
- (2) 保護者 その監護する未成年者
- (3) 自転車貸出業者 その貸出しの用に供する自転車を利用する者
- (4) 事業者 その事業活動のために自転車を利用する従業員

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車
の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当
該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加

している場合は、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

$\frac{2}{4}$ (略)

(自転車損害賠償保険等の加入の^{促進}確認)

- 第15条 次各号に掲げる者は、当該各号に定める者
自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者（自転車を購入する者をいう。以下同じ。）に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車損害賠償保険等に参加していることを認めることができないときは、当該各号に定める者に対し、その加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(1) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼する者

(2) 事業者 通勤のため自転車を利用する従業員

(3) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償

償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

市長が
規則で定める。

令和 3 年第86号議案

名古屋市プール条例の一部改正について

名古屋市プール条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市プール条例の一部を改正する条例

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表名古屋市名城プールの項を削る。

第 3 条第 1 項中「、名古屋市名城プール」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市名城プールを廃止する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市プール条例 (抜すい)

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、次のようにプールを設置する。

名 称	位 置
(略)	
名古屋市名城プール	名古屋市北区名城一丁目 2 番 13 号
(略)	

第 3 条 名古屋市港プール、名古屋市名城プール、名古屋市中川プール、名古屋市守山プール、名古屋市熱田プール、名古屋市楠プール、名古屋市山田プール及び名古屋市富田プール（以下「港プール等」という。）の使用の許可を受けた者は、別表第 1 に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 (略)

令和 3 年第87号議案

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正
について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
例第15号）の一部を次のように改正する。

第57条の2の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条に次の2項を加え
る。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、土地が次条第1項
第2号又は第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認めるときは、
規則で定めるところにより、当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「
所有者等」という。）に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の
特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指
針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること
ができる。

3 第56条の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合にお

いて、同条第1項中「特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「土地の所有者等」と、同条第2項中「当該特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「当該土地の所有者等」と読み替えるものとする。

第58条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第58条の2第1項中「所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改める。

第58条の4第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第58条の8第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第59条の見出しを「（管理区域等台帳）」に改め、同条第1項中「及び形質変更時届出管理区域」を「、形質変更時届出管理区域の台帳、第58条第4項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された措置管理区域の台帳、第58条の4第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域の台帳、第58条の8第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域の台帳及び第58条第1項ただし書、第58条の4第1項ただし書又は第58条の8第1項ただし書の規定の適用を受けた土地」に、「管理区域台帳」を「管理区域等台帳」に改め、同条第2項及び第3項中「管理区域台帳」を「管理区域等台帳」に改める。

第60条第1項第4号中「及び当該管理汚染土壌を処理する者」を削り、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同項第5号中「管理汚染土壌」の次に「を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時届出管理区域の所在地

(8) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地

第60条第1項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

第60条第4項第1号中「方法が」の次に「次条の」を加える。

第60条の3第1項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

イ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

- (3) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

第60条の3第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の「自然由来等形質変更時届出管理区域」とは、形質変更時届出管理区域のうち、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、土壌汚染等対策指針で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の管理汚染土壌をいう。

第60条の4第2号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第60条の5に次の1項を加える。

- 9 前各項の規定は、管理汚染土壌を他人に第60条の3第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「（当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）」とあるのは「（運搬を委託しない場合にあっては、当該管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。））」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。））」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

第60条の6第1項中「前条第3項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「受託していない」の次に「又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用しない」を、「前条第4項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「又は処理受託者」を「、処理受託者又は管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号若しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者」に、「又は処理を終了」を「若しくは処理を終了していない又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用」に改め、「第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

第129条第1号中「第55条第3項」の次に「、第57条の2第2項」を加える。

第131条第4号中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第5号中「同条第2項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項」を加え、同条第6号中「第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項に

において準用する場合を含む。）」を加え、同条第7号中「第60条の5第3項後段」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第8号中「第8項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

第134条第1号中「第56条第1項」の次に「（第57条の2第3項において準用する場合を含む。）」を、「第60条の5第6項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第57条の2の見出しの改正規定、同条に2項を加える改正規定、第129条第1号の改正規定及び第134条第1号の改正規定（「第56条第1項」の次に「（第57条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第57条の2第2項及び第3項の規定は、一部施行日以後に同条第1項に規定する自主調査に着手する者について適用する。
- 3 新条例第60条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

（理 由）

この案を提出したのは、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、自主調査報告制度の拡充その他所要の措置を講ずる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 (抜すい)

(自主調査に係る報告^等)

第57条の2 (略)

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、土地が次条第1項第2号又は第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

3 第56条の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第1項中「特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「土地の所有者等」と、同条第2項中「当該特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「当該土地の所有者等」と読み替えるものとする。

(措置管理区域の指定等)

第58条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡

散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) }
(2) } (略)

2 }
5 } (略)
6 }

（汚染の除去等の措置）

第58条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置管理区域内の土地の^{所有者等}所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、相当の期限を定めて、当該措置管理区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 }
5 } (略)
5 }

（拡散防止管理区域の指定等）

第58条の4 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、土壌の特定有害物質による汚染により、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有

害物質によって汚染されており、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の拡散の防止等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 }
5 } (略)
5 }

（形質変更時届出管理区域の指定等）

第58条の8 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であつて、かつ、第58条の4第1項の規則で定める基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 }
5 } (略)
5 }

等
（管理区域—台帳）

第59条 市長は、措置管理区域の台帳、拡散防止管理区域の台帳及び形質変更時届出管理区域の台帳、第58条第4項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された措置管理区域の台帳、第58条の4第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域の台帳、第58条の8第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域の台帳及び第58条第1項ただし書、第58条の4第1項ただし書又は第58条の8第1項ただし書の規定の適用を受けた土地の台帳（以下この条

において「管理区域^等一~~台帳~~」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 管理区域^等一~~台帳~~の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、管理区域^等一~~台帳~~の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(管理汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第60条 措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域（以下「管理区域」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が土壌汚染等対策指針で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「管理汚染土壌」という。）を当該管理区域外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該管理汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

(1) }
() } (略)
(3) }

(4) 当該管理汚染土壌を運搬する者~~及び当該管理汚染土壌を処理する者~~の氏名又は名称

(5) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

(6) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する施設の所在地

(7) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時届出管理区域の所在地

(8) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地

$$\left. \begin{array}{l} (9) \\ (6) \\ (10) \\ (7) \end{array} \right\} \text{ (略)}$$
$$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \end{array} \right\} \text{ (略)}$$

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 運搬の方法が^{次条の}——土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該管理汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

(2) (略)

(管理汚染土壌の処理の委託)

第60条の3 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれ

にも該当する他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

イ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

(3) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

(4)
(2)
(5)
(3) } (略)

2 前項第2号の「自然由来等形質変更時届出管理区域」とは、形質変更時届出管理区域のうち、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、土壌汚染等対策指針で定める要

件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の管理汚染土壌をいう。

$\frac{3}{2}$ 第1項
前項 本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出した者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第60条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該管理汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) (略)

(2) 前条第1項(同条 $\frac{第3項}{第2項}$ において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合
当該管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者(その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第60条の5 (略)

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 5 \\ 8 \end{array} \right\} \text{(略)}$

9 前各項の規定は、管理汚染土壌を他人に第60条の3第1項第2号又は第3

号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場

合において、第1項中「(当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るもので

ある場合にあつては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託

しない場合にあつては、当該管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。））」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。））」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

- 第60条の6 何人も、管理汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 2 何人も、管理汚染土壌の処理を受託していない 又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用しない（同条第9項において準用する場合を含む。）にもかかわらず、前条第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 3 運搬受託者、又は 処理受託者 又は 管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号若

しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者
は、受託した管理汚
染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は管理汚染土壌を土地の形質
又は処理を終了
の変更に使用
（これらの
していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項
規定を同条第9項において準用する場合を含む。）
の送付をしてはならない。

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下
の罰金に処する。

- (1) 第21条、第22条第2項、第35条第2項、第38条第2項、第44条第2項、
第50条第2項、第54条第2項、第55条第3項、第57条の2第2項、第58条
の2第4項、第58条の5第4項、第58条の7第4項、第58条の9第4項、
第60条第4項、第60条の4、第69条又は第70条第2項の規定による命令に
違反した者

(2) (略)

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1)
(2)
(3)
- (略)

- (4) 第60条の3第1項（同条第3項
第2項において準用する場合を含む。）の規定
に違反した者

- (5) 第60条の5第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を
含む。）及び第9項
において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管
理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚
偽の記載をして管理票を交付した者

- (6) 第60条の5第3項前段又は第4項（これらの規定を同条第9項において
準用する場合を含む。）
の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又
はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管

理票の写しを送付した者

(7) 第60条の5第3項後段 (同条第9項において準用する場合を含む。) の
規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(8) 第60条の5第5項、第7項又は第8項 (これらの規定を同条第9項にお
いて準用する場合を含む。) の規定に違反して、管理票又はその写しを保
存しなかった者

(9) }
(10) } (略)

第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第16条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)、第19条
(第34条において準用する場合を含む。)、第20条第3項(第34条及び第
68条において準用する場合を含む。)、第37条第2項、第48条第2項、第
56条第1項 (第57条の2第3項において準用する場合を含む。)、第58条
の7第2項若しくは第3項、第58条の9第2項若しくは第3項、第60条第
3項、第60条の5第6項 (同条第9項において準用する場合を含む。) 又
は第67条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) }
(3) } (略)
(4) }
(5) }

令和 3年第88号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第17号の 5中「第12条第 2項」を「第12条第 4項」に改め、同項第17号の 7中「第13条第 3項」を「第13条第 4項」に改め、同項第17号の 9中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第19号の 3中「第39条第 4項」を「第39条第 6項」に改め、同項第19号の 4中「第 1条の 5第 1項」を「第 2条の 3第 1項」に改め、同項第19号の 5中「第 1条の 6第 1項」を「第 2条の 4第 1項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3年 8月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市保健衛生関係手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第 2 条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
5 } (略)
(17) の 4 }

(17) の 5 医薬品医療機器等法第 12 条 ^{第 4 項} ~~第 2 項~~ の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

医薬品製造販売業許可更新申請手数料 4,400 円

(17) の 6 (略)

(17) の 7 医薬品医療機器等法第 13 条 ^{第 4 項} ~~第 3 項~~ の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査

医薬品製造業許可更新申請手数料 5,800 円

(17) の 8 (略)

(17) の 9 医薬品医療機器等法第 14 条 ^{第 15 項} ~~第 13 項~~ の規定に基づく医薬品の製造販売の承認を受けた事項の一部変更の承認の申請に対する審査

医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 1 品目 100 円

(18) }
5 } (略)
(19) の 2 }

(19) の 3 医薬品医療機器等法第39条^{第6項}_{第4項}の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査

高度管理医療機器等販売貸与業許可更新申請手数料 12,300円

(19) の 4 医薬品医療機器等法施行令^{第2条の3}_{第1条の5}第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の書換え交付

薬局開設許可証書換え交付手数料 2,100円

(19) の 5 医薬品医療機器等法施行令^{第2条の4}_{第1条の6}第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再交付

薬局開設許可証再交付手数料 3,000円

(19) の 6 }
5 } (略)
(49) }

2 (略)

令和 3年第89号議案

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の廃止について

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例を廃止する条例

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例（昭和56年名古屋市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島を廃止する必要があるによる。

令和 3年第90号議案

名古屋市立中央看護専門学校条例の廃止について

名古屋市立中央看護専門学校条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立中央看護専門学校条例を廃止する条例

名古屋市立中央看護専門学校条例（昭和50年名古屋市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市立中央看護専門学校を廃止する必要があるによる。

令和 3年第91号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 7項中「児童福祉法（昭和22年法律第 164号）」の次に「第 6条の 3第 8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を、「かわらず、」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の規定は、令和 3年 4月 1日から適用する。

（理 由）

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例 (抜すい)

別表

(略)
備考
1 } 5 } (略) 6 }
7 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第 6条の 3第 8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は 同法第 6条の 4に規定する里親である場合には、この表にかかわらず、 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親として養育する教育・保 育給付認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、 0円とする。
8 } 9 } (略)

令和 3 年第92号議案

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和 3 年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 5 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる期日を変更する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和 3 年名古屋市条例第14号）抜すい

附 則

1 この条例は、令和 5 年
令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 （略）

令和 3 年第93号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 6 第 1 項第 2 号中「第 2 条第18号」を「第 2 条第20号」に改める。
別表第 1 に次のように加える。

千音寺地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画千音寺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
緑笹塚地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画緑笹塚地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第 2 に次のように加える。

千音寺地区第 1	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票
----------	-------	-------------------------

区整備計画区域	地区		券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		2	カラオケボックスその他これに類するもの
		3	ホテル又は旅館
		4	畜舎
第2地区	敷地面積の最低限度	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		緑化率の最低限度	10分の1.5
		用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 畜舎
	敷地面積の最低限度	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。
		高さの最高限度	1 20メートル 2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値
	緑化率の最低限度	緑化率の最低限度	10分の1.5
		敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。
		高さの最高	1 20メートル

		限度	2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値
		緑化率の最低限度	10分の1.5
	第4地区	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		緑化率の最低限度	10分の1.5
緑笹塚地区整備計画区域	低層住宅地区	敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から都市計画道路3・4・179熊野豊明線の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
	沿道地区	緑化率の最低限度	10分の1.5（都市計画道路3・4・179熊野豊明線から20メートル以内の地域に限る。）
		緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、千音寺地区整備計画区域内における建築物の制限に
関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
(抜すい)

(機械室等を有する建築物の容積率の特例)

第8条の6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。

(1) (略)

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律

第91号）第2条^{第20号}_{第18号}に規定する建築物特定施設（法第52条第6項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常^{第20号}_{第18号}の床面積よりも著しく大きい建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成18年国土交通省告示第1481号）に適合するもの

2 (略)

令和 3 年第95号議案

契約の締結について

下記要項により、整備等事業契約を締結するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 名古屋市瑞穂公園陸上競技場等の解体、設計、建設、運営及び維持管理 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市瑞穂区萩山町 3 丁目及び 4 丁目、師長町、山下通 5 丁目、豊岡通 3 丁目並びに田辺通 3 丁目及び 4 丁目地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 54,621,125,015円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区錦二丁目 2 番13号
株式会社瑞穂LOOP-PFI
代表取締役 岸 田 文 夫 |
| 6 | 契約期間 | 契約締結の日から令和23年 3 月31日まで |

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより名古屋市瑞穂公園陸上競技場等の整備等事業を施行する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

（実施方針）

第5条 （略）

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) }
() } (略)
(4) }

- (5) 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(6) }
(7) } (略)

3 }
4 } (略)

（地方公共団体の議会の議決）

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）抜すい

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	（略）	

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

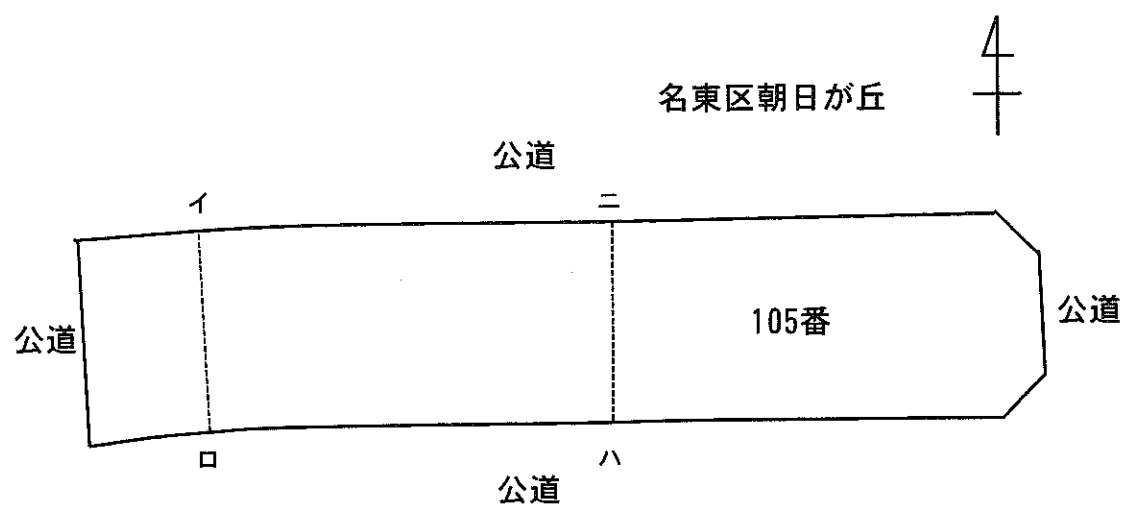
- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名
名古屋市名東区藤が丘 143 番地
株式会社東名サービス
代表取締役 柴 田 一 成
- 3 訴訟物の価格 7,175,099 円以内
- 4 請求の趣旨
被告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。
- 5 請求の原因
 - (1) 原告は、別紙物件目録記載の土地を所有している。
 - (2) 原告は、被告に対し、令和元年 9 月30日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。
 - (3) 被告は、当該土地を占有している。
 - (4) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。
 - (5) しかし、被告が上記期間経過後も当該土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告はこれに応じない。
 - (6) よって、土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

物 件 目 録

所在	名古屋市名東区朝日が丘 105 番
地目	鉄道用地
地積	462 平方メートルのうち別紙図面中イロハニイで囲まれた部分 199.17平方メートル

別紙図面



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価格 15, 124, 032円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 から物件目録 5 までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録 1 から物件目録 5 までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月30日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 9 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。

(4) 被告（梅野秀昭）は、別紙物件目録 6 記載の建物を所有し、別紙物件目録 1 記載の土地を占有している。

(5) 被告（有限会社名広アド）は、別紙物件目録 1 記載の土地及び別紙物件

目録 6 記載の建物を占有している。

(6) 被告（有限会社ポートベロー）は、別紙物件目録 7 記載の建物を所有し、別紙物件目録 2 記載の土地を占有している。

(7) 被告（小川康彦こと楊康彦）は、別紙物件目録 2 記載の土地及び別紙物件目録 7 記載の建物を占有している。

(8) 被告（澤村光雄）は、別紙物件目録 8 記載の建物を所有し、別紙物件目録 3 記載の土地を占有している。

(9) 被告（株式会社ユニバーサル洋菓子）は、別紙物件目録 3 記載の土地及び別紙物件目録 8 記載の建物を占有している。

(10) 被告（長谷川裕記）は、別紙物件目録 10 記載の建物を所有し、別紙物件目録 5 記載の土地を占有している。

(11) 被告（株式会社イー・フィールド）は、別紙物件目録 5 記載の土地及び別紙物件目録 10 記載の建物を占有している。

(12) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(13) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録 1 から物件目録 5 までに記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(14) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区藤が丘 161 番地

被告 梅 野 秀 昭

名古屋市名東区藤が丘 161 番地

被告 有限会社名広アド

代表取締役 梅 野 秀 昭

名古屋市東区泉一丁目 7 番 38 号 泉コーポラス 806 号

被告 有限会社ポートベロー

代表取締役 藤 川 剛 之

名古屋市守山区白山一丁目 1301 番地 サンハウス長尾 A 棟 102 号

被告 小 川 康 彦 こと 楊 康 彦

愛知県長久手市平池 105 番地 丸山住宅 6 棟 105 号

被告 澤 村 光 雄

名古屋市名東区藤が丘 161 番地

被告 株式会社ユニバーサル洋菓子

代表取締役 澤 村 光 雄

名古屋市名東区小池町 59 番地の 2

被告 長 谷 川 裕 記

名古屋市名東区小池町 59 番地の 1

被告 株式会社イー・フィールド

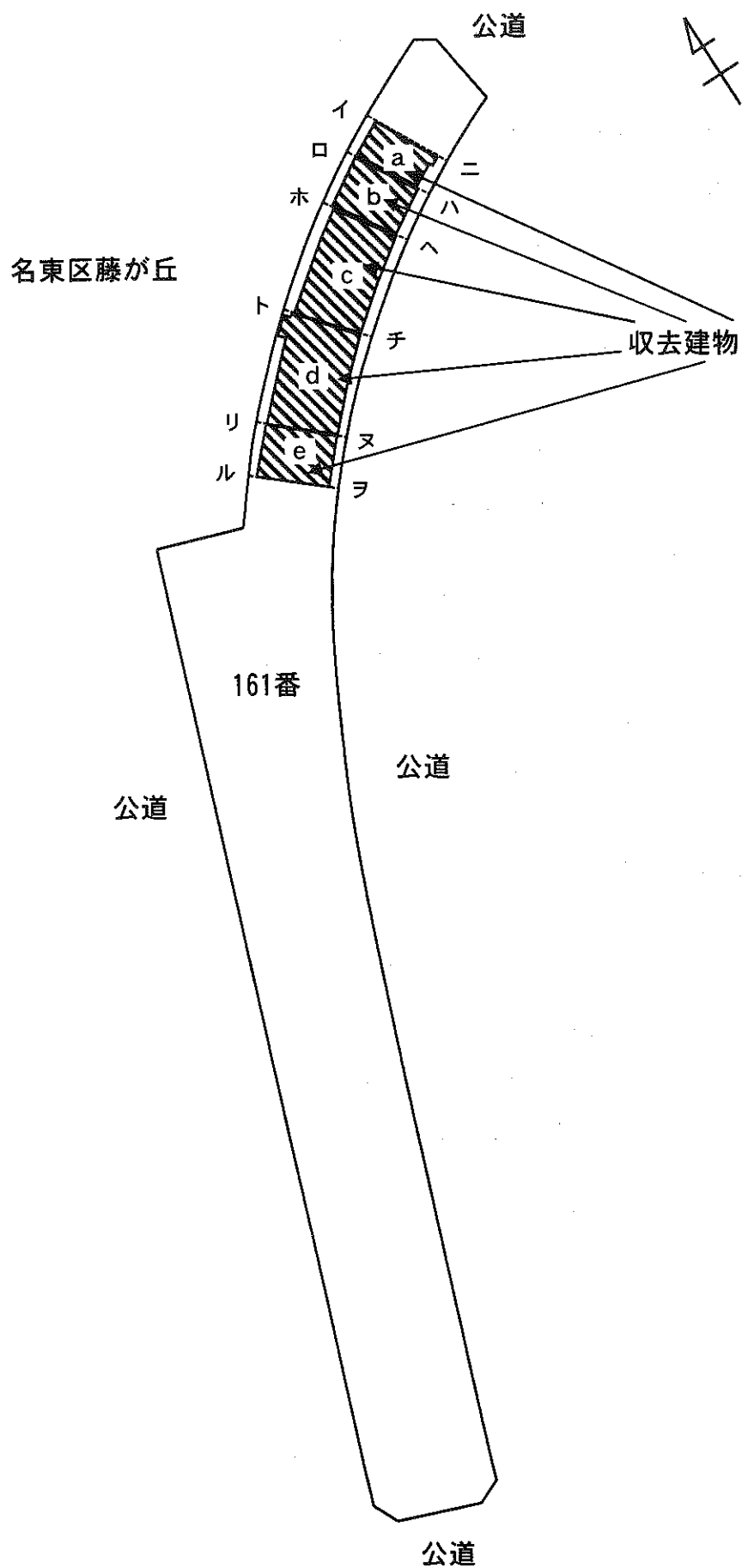
代表取締役 長 谷 川 研 二

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中イロハニイで囲まれた部分 41.96 平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中ロホヘハロで囲まれた部分 58.96 平方メートル |
| 3 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中ホトチヘホで囲まれた部分 118.15 平方メートル |
| 4 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中トリヌチトで囲まれた部分 118.08 平方メートル |
| 5 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中リルヲヌリで囲まれた部分 57.09 平方メートル |
| 6 | 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番地 |
| | 種類 | 事務所・倉庫 |
| | 構造 | 鉄骨造 2 階建 |
| | 床面積 | 61.45 平方メートル |
| | | 別紙図面中 a の建物 |

- 7 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 74.22 平方メートル
別紙図面中 b の建物
- 8 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 173.92 平方メートル
別紙図面中 c の建物
- 9 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 事務所
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 182.54 平方メートル
別紙図面中 d の建物
- 10 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗・倉庫
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 87.48 平方メートル
別紙図面中 e の建物

別紙図面



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価額 11,375,546円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録1から物件目録3までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録1から物件目録3までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年9月30日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、当該土地を占有している。

(4) 被告（大田和子）は、別紙物件目録4及び物件目録6記載の建物を所有し、別紙物件目録1及び物件目録2記載の土地を占有している。

(5) 被告（株式会社DATZ）は、別紙物件目録1記載の土地及び別紙物件目録4記載の建物のうち別紙物件目録7記載の部分を占有している。

- (6) 被告（柿沢忍）は、別紙物件目録 2 記載の土地及び別紙物件目録 6 記載の建物を占有している。
- (7) 被告（有限会社チャコール・フードシステム）は、別紙物件目録 5 記載の建物を所有し、別紙物件目録 3 記載の土地を占有している。
- (8) 被告（柿沢忍及び坪井裕樹）は、別紙物件目録 3 記載の土地及び別紙物件目録 5 記載の建物を占有している。
- (9) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。
- (10) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録 1 から物件目録 3 までに記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。
- (11) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区山の手一丁目 420 番地

被告 大 田 和 子

名古屋市名東区宝が丘71番地

被告 株式会社DATZ

代表取締役 高 橋 努

愛知県尾張旭市東栄町二丁目 4 番地12

被告 柿 沢 忍

名古屋市名東区小池町 433 番地

被告 有限会社チャコール・フードシステム

取締役 堀 田 和 剛

名古屋市名東区藤見が丘46番地の2 ホワイト・ウイステリア 205 号

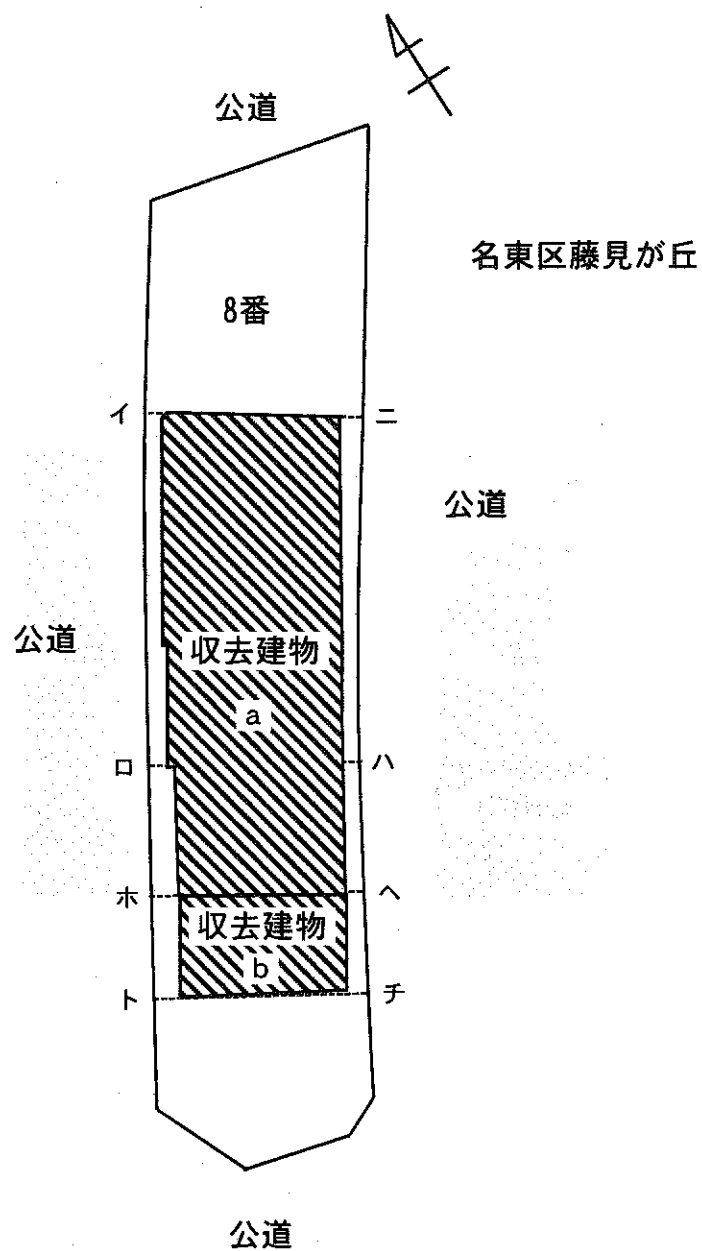
被告 坪 井 裕 樹

物 件 目 録

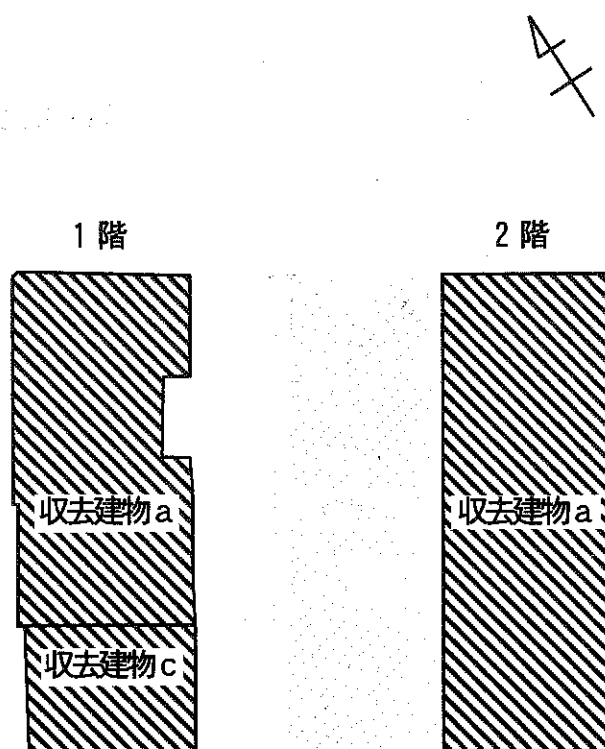
- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 8 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 457 平方メートルのうち別紙図面第 1 中イロハニイで囲まれた
部分163.12平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 8 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 457 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ロホヘハロで囲まれた |

部分 61.14 平方メートル

- 3 所在 名古屋市名東区藤見が丘 8 番
地目 鉄道用地
地積 457 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ホトチヘホで囲まれた
部分 46.99 平方メートル
- 4 所在 名古屋市名東区藤見が丘 8 番地
種類 倉庫・店舗
構造 鉄骨造ガード下 2 階建
床面積 296.79 平方メートル
別紙図面第 1 中 a の建物
- 5 所在 名古屋市名東区藤見が丘 8 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造高架下 2 階建
床面積 72.98 平方メートル
別紙図面第 1 中 b の建物
- 6 所在 名古屋市名東区藤見が丘 8 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造ガード下平家建
床面積 45.43 平方メートル
別紙図面第 2 中 c の建物
- 7 上記 4 記載の建物のうち、1 階部分（階段部分を除く。）
床面積 121.21 平方メートル



別紙図面第 2



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名
別紙当事者目録のとおり
- 3 訴訟物の価額 16,162,583円以内
- 4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 及び物件目録 2 記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

- (1) 原告は、別紙物件目録 1 及び物件目録 2 記載の土地を所有している。
- (2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月30日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。
- (3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 3 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。
- (4) 被告（株式会社DATZ）は、別紙物件目録 1 記載の土地及び別紙物件目録 3 記載の建物を占有している。
- (5) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(6) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録 1 及び物件目録 2 記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(7) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

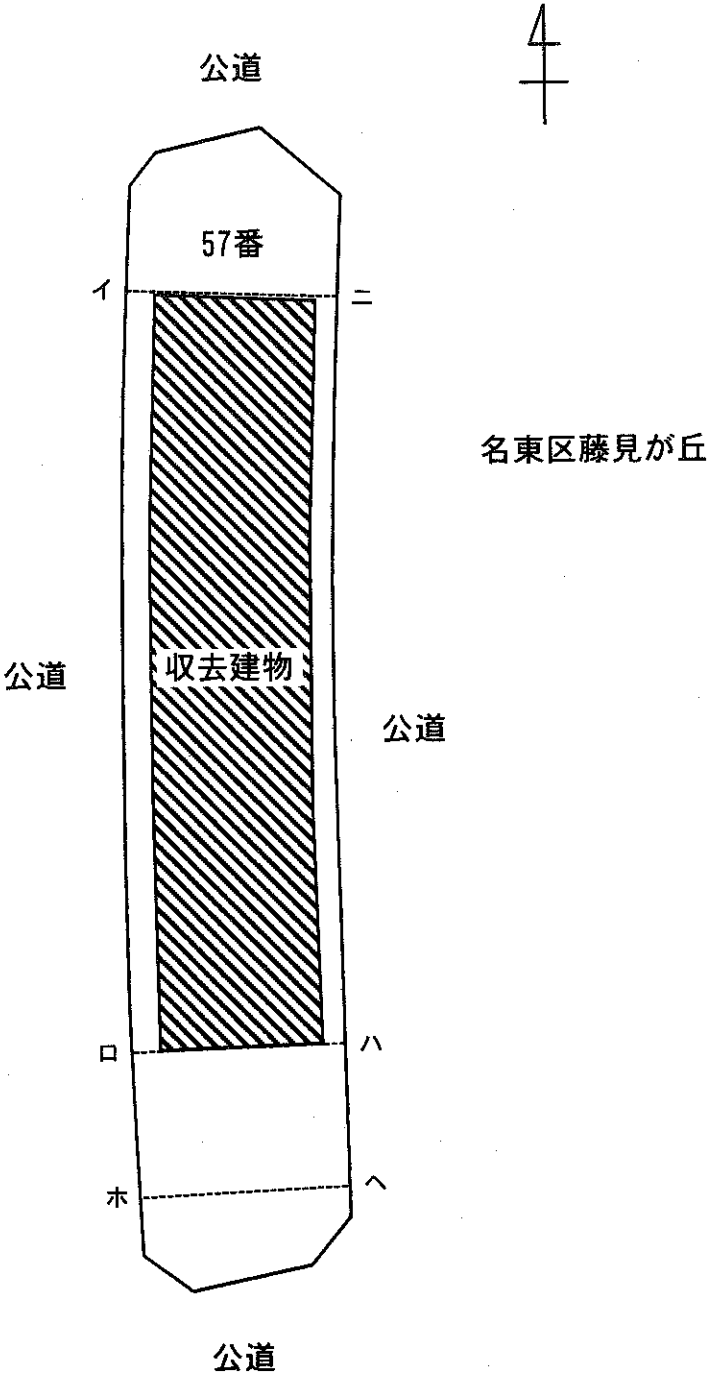
名古屋市名東区宝が丘71番地

被告 株式会社D A T Z

代表取締役 高 橋 努

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘57番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 519 平方メートルのうち別紙図面中イロハニイで囲まれた部分
348.83平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘57番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 519 平方メートルのうち別紙図面中ロホヘハロで囲まれた部分
68.00 平方メートル |
| 3 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘57番地 |
| | 種類 | 店舗・倉庫 |
| | 構造 | 鉄骨造ガード下 2 階建 |
| | 床面積 | 525.12平方メートル |



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価額 15, 106, 162 円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 から物件目録 6 までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録 1 から物件目録 6 までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月 30 日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 8 及び物件目録 11 から物件目録 13 までに記載の建物を所有し、当該土地を占有している。

(4) 被告（山村五百子）は、別紙物件目録 7 記載の建物を所有し、別紙物件目録 1 記載の土地を占有している。

(5) 被告（有限会社中川ランドリー）は、別紙物件目録 1 記載の土地及び別

紙物件目録7記載の建物を占有している。

(6) 被告(市川俊彦)は、別紙物件目録9記載の建物を所有し、別紙物件目録3記載の土地を占有している。

(7) 被告(服部雄一郎)は、別紙物件目録10記載の建物を所有し、別紙物件目録4記載の土地を占有している。

(8) 被告(田中沙織)は、別紙物件目録4記載の土地及び別紙物件目録10記載の建物を占有している。

(9) 被告(株式会社オルサリーノ)は、別紙物件目録5記載の土地及び別紙物件目録11記載の建物を占有している。

(10) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(11) しかし、上記被告らが上記期間経過後も別紙物件目録1から物件目録6までに記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、当該被告らはこれに応じない。

(12) また、被告(西村百合)は、上記期間経過後も別紙物件目録4記載の土地及び別紙物件目録10記載の建物を占有していたため、原告は明渡しを求めたところ、当該被告は、当該建物からの退去に至るまでの間、これに応じなかった。

(13) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区牧の里三丁目 501 番地県営高針住宅 5 棟 712 号

被告 山 村 五 百 子

愛知県日進市東山三丁目1213番地

被告 有限会社中川ランドリー

代表取締役 中 川 友 行

名古屋市名東区猪高台一丁目1101番地アーバンドエル猪高台 208 号

被告 市 川 俊 彦

名古屋市名東区望が丘 324 番地の 1

被告 服 部 雄 一 郎

愛知県瀬戸市東長根町 126 番地エステート長根 303

被告 田 中 沙 織

名古屋市名東区藤見が丘85番

被告 株式会社オルサリーノ

代表取締役 加 藤 真 太 郎

名古屋市名東区藤が丘 1 番地の 2 フクユウレジデンス 403 号

被告 西 村 百 合

物 件 目 録

- | | |
|------|--|
| 1 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| 地目 | 鉄道用地 |
| 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中イロハニイで囲まれた部分
62.83 平方メートル |

- | | | |
|---|-----|--|
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中口ホへハ口で囲まれた部分
61.98 平方メートル |
| 3 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中ホトチへホで囲まれた部分
58.85 平方メートル |
| 4 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中トリヌチトで囲まれた部分
59.52 平方メートル |
| 5 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中リルヲヌリで囲まれた部分
59.80 平方メートル |
| 6 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 506 平方メートルのうち別紙図面中ルワカヲルで囲まれた部分
103.92平方メートル |
| 7 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘85番地 |
| | 種類 | 店舗 |
| | 構造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高架下平家建 |
| | 床面積 | 32.70 平方メートル |

別紙図面中 a の建物

- 8 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地
種類 店舗
構造 鉄骨造高架下 2 階建
床面積 95.42 平方メートル

別紙図面中 b の建物

- 9 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地
種類 店舗
構造 軽量鉄骨造高架下 2 階建
床面積 71.46 平方メートル

別紙図面中 c の建物

- 10 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地
種類 店舗・物置
構造 鉄骨造ガード下 2 階建
床面積 90.70 平方メートル

別紙図面中 d の建物

- 11 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地
種類 店舗
構造 鉄骨造ガード下 2 階建
床面積 89.90 平方メートル

別紙図面中 e の建物

- 12 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地
種類 事務所
構造 鉄骨造高架下 2 階建
床面積 94.00 平方メートル

別紙図面中 f の建物

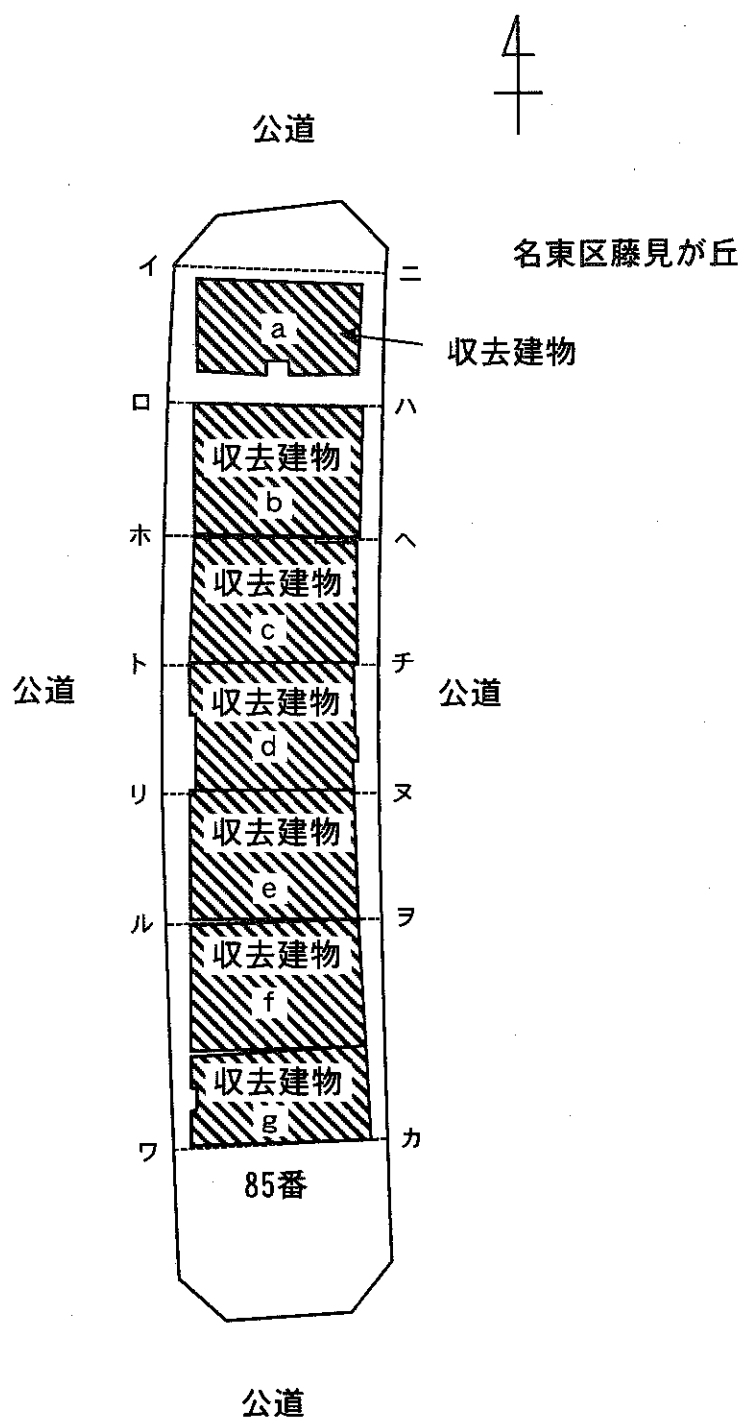
13 所在 名古屋市名東区藤見が丘85番地

種類 店舗

構造 鉄骨造ガード下 2 階建

床面積 69.24 平方メートル

別紙図面中 g の建物



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者等に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価格 20,265,456円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 から物件目録 8 までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録 1 から物件目録 8 までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月 30 日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 9 から物件目録 11 まで、物件目録 13 及び物件目録 14 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。

(4) 被告（株式会社大雄及び伊藤隆）は、別紙物件目録 1 記載の土地及び別紙物件目録 9 記載の建物を占有している。

(5) 被告（株式会社大雄及び有限会社野球鳥）は、別紙物件目録 2 記載の土

地及び別紙物件目録10記載の建物を占有している。

(6) 被告（有限会社あかり）は、別紙物件目録 3 記載の土地及び別紙物件目録11記載の建物を占有している。

(7) 被告（稲波伸夫）は、別紙物件目録12記載の建物を所有し、別紙物件目録 4 記載の土地を占有している。

(8) 被告（株式会社ポカラ）は、別紙物件目録 6 記載の土地及び別紙物件目録14記載の建物を占有している。

(9) 被告（近藤潔）は、別紙物件目録15記載の建物を所有し、別紙物件目録 7 記載の土地を占有している。

(10) 被告（近藤知恵美）は、別紙物件目録 7 記載の土地及び別紙物件目録 15記載の建物を占有している。

(11) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(12) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録 1 から物件目録 8 までに記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(13) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区藤見が丘 142 番地

被告 株式会社大雄

代表取締役 湯 浅 勝 治

名古屋市守山区幸心二丁目 508 番地の 3 藤和シティホームズ新守山 204 号

被告 伊 藤 隆

名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

被告 有限会社野球鳥

代表取締役 日 野 哲 次

名古屋市名東区豊が丘1105番地

被告 有限会社あかり

代表取締役 長 谷 川 進

名古屋市名東区香坂 526 番地

被告 稲 波 伸 夫

愛知県長久手市市が洞二丁目1202番地

被告 株式会社ポカラ

代表取締役 角 田 義 教

愛知県長久手市熊田 701 番地サンハイツいぼら 3 - C

被告 近 藤 潔

愛知県長久手市熊田 701 番地サンハイツいぼら 3 - C

被告 近 藤 知 恵 美

物 件 目 録

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中イロハニイで囲まれた部分
42.86 平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中ロホヘハロで囲まれた部分
59.91 平方メートル |
| 3 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中ホトチヘホで囲まれた部分
59.92 平方メートル |
| 4 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中トリヌチトで囲まれた部分
60.10 平方メートル |
| 5 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中リルヲヌリで囲まれた部分
59.97 平方メートル |
| 6 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 105 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 589 平方メートルのうち別紙図面中ルワカヲルで囲まれた部分
120.40 平方メートル |

- 7 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番
地目 鉄道用地
地積 589 平方メートルのうち別紙図面中ワヨタカワで囲まれた部分
59.73 平方メートル
- 8 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番
地目 鉄道用地
地積 589 平方メートルのうち別紙図面中ヨレソツタヨで囲まれた部分
38.42 平方メートル
- 9 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地
種類 店舗
構造 軽量鉄骨造高架下 2 階建
床面積 63.92 平方メートル
別紙図面中 a の建物
- 10 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地
種類 店舗・倉庫
構造 鉄骨造ガード下 2 階建
床面積 85.84 平方メートル
別紙図面中 b の建物
- 11 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地
種類 店舗
構造 軽量鉄骨造高架下 2 階建
床面積 82.34 平方メートル
別紙図面中 c の建物
- 12 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地
種類 店舗

構造 軽量鉄骨造高架下 2 階建

床面積 88.16 平方メートル

別紙図面中 d の建物

13 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

種類 店舗

構造 軽量鉄骨造高架下 2 階建

床面積 93.27 平方メートル

別紙図面中 e の建物

14 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

種類 店舗

構造 鉄骨造高架下 2 階建

床面積 183.68 平方メートル

別紙図面中 f の建物

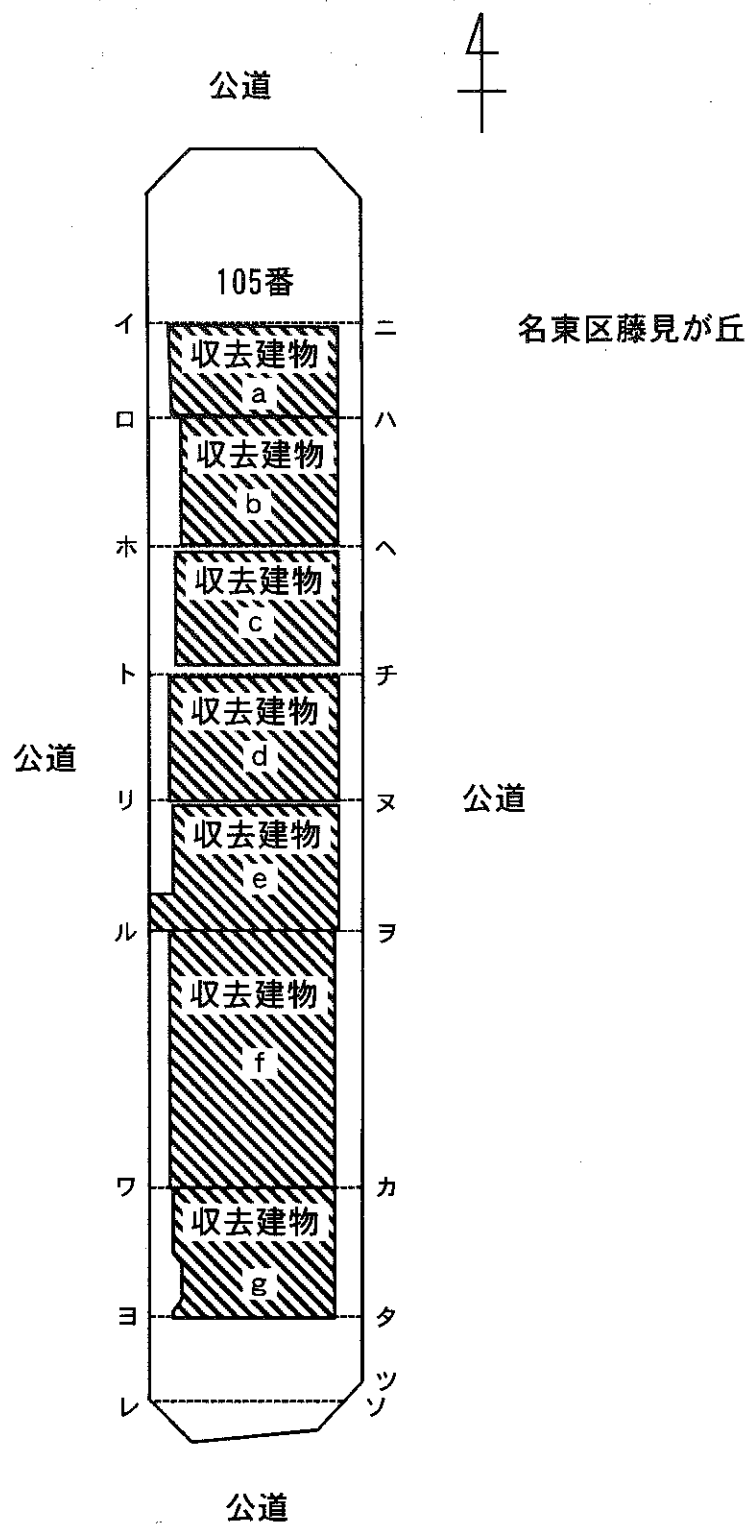
15 所在 名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

種類 店舗

構造 鉄骨造高架下 2 階建

床面積 88.17 平方メートル

別紙図面中 g の建物



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価額 15,761,707円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 から物件目録 4 までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録 1 から物件目録 4 までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月 30 日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 5 及び物件目録 7 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。

(4) 被告（株式会社大雄及び有限会社野球鳥）は、別紙物件目録 2 記載の土地及び別紙物件目録 5 記載の建物を占有している。

(5) 被告（加藤武一）は、別紙物件目録 6 記載の建物を所有し、別紙物件目

録 3 記載の土地を占有している。

(6) 被告（株式会社大雄、湯浅勝治及び有限会社名東企画）は、別紙物件目録 4 記載の土地及び別紙物件目録 7 記載の建物を占有している。

(7) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(8) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録 1 から物件目録 4 までに記載の土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(9) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区藤見が丘 142 番地

被告 株式会社大雄

代表取締役 湯 浅 勝 治

名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

被告 有限会社野球鳥

代表取締役 日 野 哲 次

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字観音畑 1 番地 1

被告 加 藤 武 一

名古屋市名東区猪高台一丁目 608 番地

被告 湯 浅 勝 治

名古屋市名東区藤見が丘 83 番地

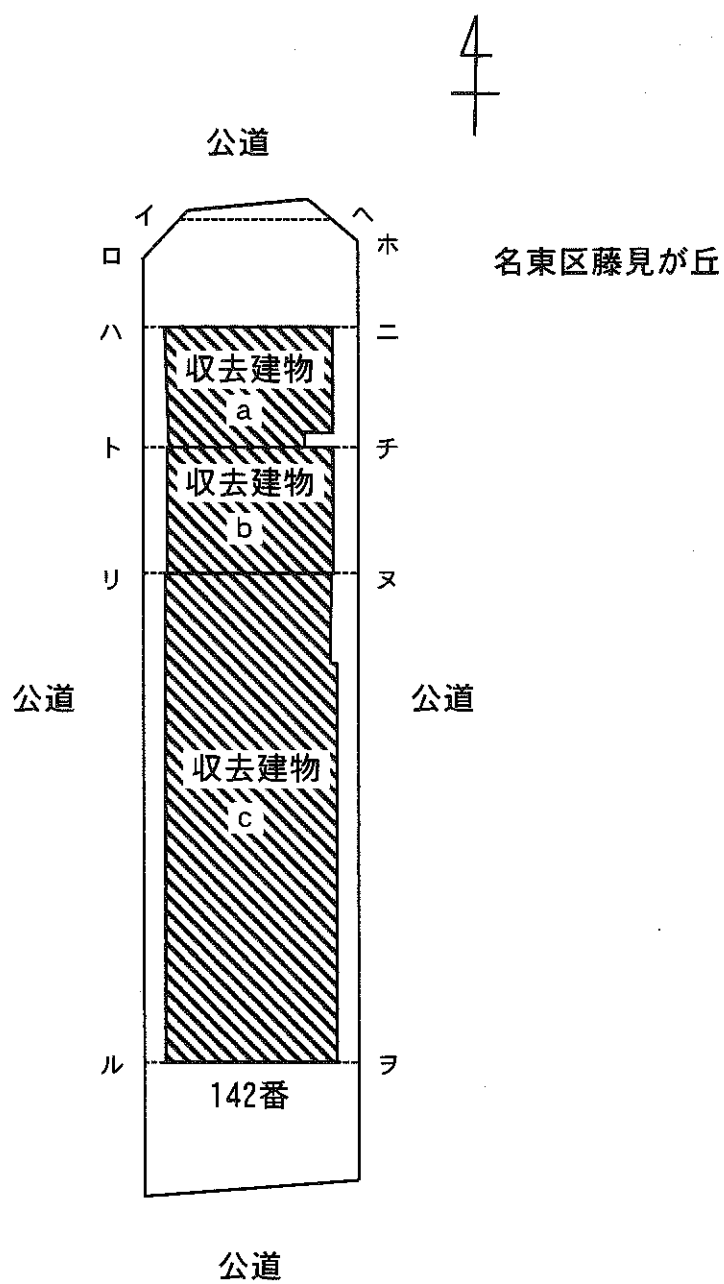
被告 有限会社名東企画

取締役 湯 浅 勝 治

物 件 目 録

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 142 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 453 平方メートルのうち別紙図面中イロハニホヘイで囲まれた
部分 46.72 平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区藤見が丘 142 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |

- 地積 453 平方メートルのうち別紙図面中ハトチニハで囲まれた部分
55.94 平方メートル
- 3 所在 名古屋市名東区藤見が丘 142 番
地目 鉄道用地
地積 453 平方メートルのうち別紙図面中トリヌチトで囲まれた部分
60.08 平方メートル
- 4 所在 名古屋市名東区藤見が丘 142 番
地目 鉄道用地
地積 453 平方メートルのうち別紙図面中リルヲヌリで囲まれた部分
227.16 平方メートル
- 5 所在 名古屋市名東区藤見が丘 142 番地
種類 倉庫
構造 軽量鉄骨造高架下平家建
床面積 42.22 平方メートル
別紙図面中 a の建物
- 6 所在 名古屋市名東区藤見が丘 142 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床面積 90.60 平方メートル
別紙図面中 b の建物
- 7 所在 名古屋市名東区藤見が丘 142 番地
種類 事務所・倉庫・店舗
構造 鉄骨造ガード下 2 階建
床面積 349.68 平方メートル
別紙図面中 c の建物



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

- 3 訴訟物の価格 14,883,687円以内
- 4 請求の趣旨

被告に対し、別紙物件目録 1 記載の土地につき、建物収去土地明渡し、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

- 5 請求の原因

- (1) 原告は、別紙物件目録 1 記載の土地を所有している。
- (2) 原告は、被告に対し、令和元年 9 月 30 日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。
- (3) 被告は、別紙物件目録 2 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。
- (4) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。
- (5) しかし、被告が上記期間経過後も当該土地を占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告はこれに応じない。
- (6) よって、建物収去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払を求めるた

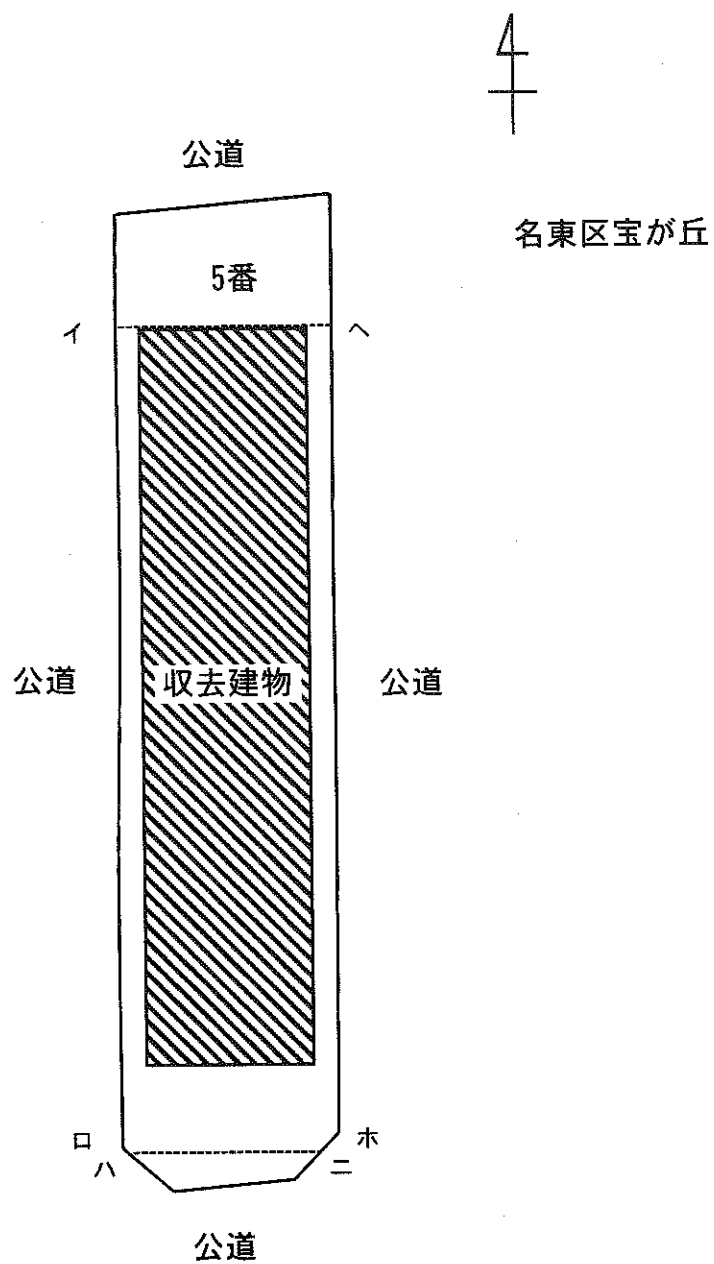
め、訴えを提起する。

別 紙

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 所在 | 名古屋市名東区宝が丘 5 番 |
| | 地目 | 鉄道用地 |
| | 地積 | 452 平方メートルのうち別紙図面中イロハニホヘイで囲まれた
部分384.84平方メートル |
| 2 | 所在 | 名古屋市名東区宝が丘 5 番地 |
| | 種類 | 倉庫 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造高架下 1 階建 |
| | 床面積 | 276.08平方メートル |

別紙図面



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

別紙当事者目録のとおり

3 訴訟物の価格 26, 108, 523 円以内

4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録 1 から物件目録 7 までに記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告は、別紙物件目録 1 から物件目録 7 までに記載の土地を所有している。

(2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、令和元年 9 月 30 日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。

(3) 被告東名サービスは、別紙物件目録 8、物件目録 10、物件目録 11 及び物件目録 13 記載の建物を所有し、当該土地を占有している。

(4) 被告（山下俊明）は、別紙物件目録 2 記載の土地及び別紙物件目録 8 記載の建物のうち別紙物件目録 14 記載の部分を占有している。

(5) 被告（匂坂小夜子）は、別紙物件目録 2 記載の土地及び別紙物件目録 8

記載の建物のうち別紙物件目録15記載の部分占有している。

(6) 被告（山口久美子）は、別紙物件目録2記載の土地及び別紙物件目録8記載の建物のうち別紙物件目録16記載の部分占有している。

(7) 被告（有限会社フジモリ）は、別紙物件目録9記載の建物を所有し、別紙物件目録3記載の土地占有している。

(8) 被告（有限会社野球鳥及び株式会社レアル）は、別紙物件目録5記載の土地及び別紙物件目録11記載の建物を占有している。

(9) 被告（株式会社DATZ）は、別紙物件目録12記載の建物を所有し、別紙物件目録6記載の土地占有している。

(10) 原告は、高架構造物の耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。

(11) しかし、被告らが上記期間経過後も別紙物件目録1から物件目録7までに記載の土地占有しているため、原告は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(12) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 目 録

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 一 成

名古屋市名東区藤が丘13番地の1サンマンションアトレ藤ヶ丘 105 号

被告 山 下 俊 明

名古屋市名東区宝が丘 200 番地

被告 匂 坂 小 夜 子

名古屋市名東区宝が丘72番地の1

被告 山 口 久 美 子

名古屋市名東区宝が丘71番地

被告 有限会社フジモリ

清算人 藤 森 や す 子

名古屋市名東区藤見が丘 105 番地

被告 有限会社野球鳥

代表取締役 日 野 哲 次

名古屋市名東区宝が丘71番地

被告 株式会社リアル

代表取締役 奥 村 悠 介

名古屋市名東区宝が丘71番地

被告 株式会社DATZ

代表取締役 高 橋 努

物 件 目 録

1 所在 名古屋市名東区宝が丘71番

地目 鉄道用地

- 地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中イロハニホヘイで囲まれた部分 36.44 平方メートル
- 2 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地
地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ハトチニハで囲まれた部分180.78平方メートル
- 3 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地
地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中トリヌチトで囲まれた部分119.66平方メートル
- 4 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地
地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中リルヲヌリで囲まれた部分163.61平方メートル
- 5 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地
地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ルワカヲルで囲まれた部分 75.49 平方メートル
- 6 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地
地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ワヨタカワで囲まれた部分 59.77 平方メートル
- 7 所在 名古屋市名東区宝が丘71番
地目 鉄道用地

地積 846 平方メートルのうち別紙図面第 1 中ヨレソタヨで囲まれた
部分 45.49 平方メートル

8 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 店舗・倉庫

構造 鉄骨造ガード下 2 階建

床面積 279.94平方メートル

別紙図面第 1 中 a の建物

9 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 事務所・店舗

構造 高架下鉄骨コンクリート造 2 階建

床面積 180.56平方メートル

別紙図面第 1 中 b の建物

10 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 事務所・店舗

構造 高架下鉄骨コンクリート造 2 階建

床面積 178.36平方メートル

別紙図面第 1 中 c の建物

11 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 倉庫・事務所

構造 鉄骨造高架下 2 階建

床面積 84.92 平方メートル

別紙図面第 1 中 d の建物

12 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 事務所・倉庫

構造 鉄骨造ガード下 2 階建

床面積 87.58 平方メートル

別紙図面第 1 中 e の建物

13 所在 名古屋市名東区宝が丘71番地

種類 倉庫

構造 軽量鉄骨造ガード下 2 階建

床面積 64.78 平方メートル

別紙図面第 1 中 f の建物

14 上記 8 記載の建物のうち、別紙図面第 2 中 g の部分

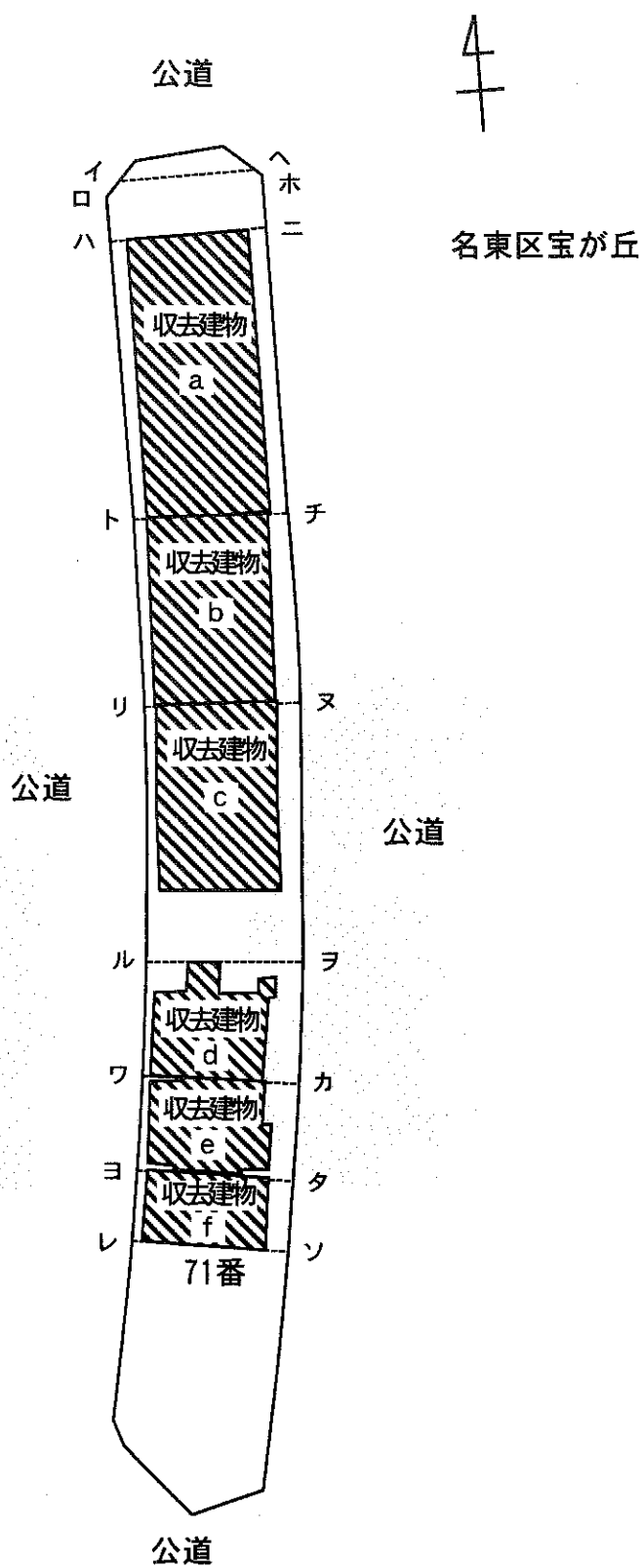
床面積 8.21 平方メートル

15 上記 8 記載の建物のうち、別紙図面第 2 中 h の部分

床面積 8.21 平方メートル

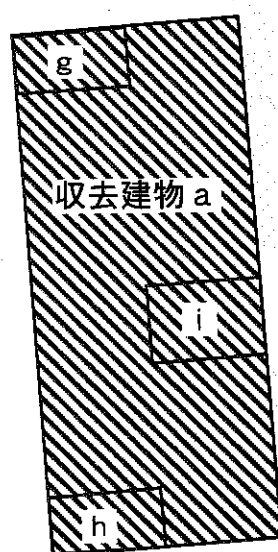
16 上記 8 記載の建物のうち、別紙図面第 2 中 i の部分

床面積 10.55 平方メートル



4

1 階



2 階



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

令和 3 年第 105 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
瑞穂公園の公園施設	名古屋市中区錦二丁目 2 番 13 号 株式会社瑞穂 L O O P - P F I 代表取締役 岸 田 文 夫

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
熱田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号 MHAグループ 代表者 安 井 利 之
神宮西駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号 MHAグループ 代表者 安 井 利 之
西高蔵駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号 MHAグループ 代表者 安 井 利 之

2 指定の期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 3 年第 107 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 121 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市男女平等参画推進センター	名古屋市守山区小幡南一丁目 9 番15号 アイ・コニックグループ	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 108 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成28年第 148 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市障害者スポーツセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 2 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 109 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 124 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第97号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 名古屋市総合体育館NK 共同事業体	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 110 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 125 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第98号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市体育館	東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会社	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
名古屋市露橋スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市天白スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西 3 丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体		

名古屋市北 スポーツセ ンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市千 種スポーツ センター	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市東 スポーツセ ンター	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 111 号議案

指定管理者の指定の変更について

次の各表に掲げる指定管理者の指定について、指定の期間を、それぞれ各表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 126 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第99号議案）により指定の期間を変更）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市上 社レクリエ ーションル ーム	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

- 2 平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 128 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第99号議案）により指定の期間を変更）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市黒 川スポーツ トレーニン グセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 112 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 127 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 100 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港 サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 113 号議案

指定管理者の指定の変更について

次の各表に掲げる指定管理者の指定について、指定の期間の一部を、それぞれ各表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 平成 27 年 12 月 7 日議決指定管理者の指定（平成 27 年第 128 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 101 号議案）により指定の期間の一部を変更）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
名古屋市熱田プール	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市楠プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教		

	育スポーツ協会		
--	---------	--	--

- 2 平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第131号議案）（令和2年7月6日議決（令和2年第101号議案）により指定の期間の一部を変更）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3年第 114 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7日議決指定管理者の指定（平成28年第 146号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合社会福祉会館	名古屋市北区清水四丁目 17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3年第 115 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成22年 9月28日議決指定管理者の指定（平成22年第 123号議案）（令和 2年 7月 6日議決（令和 2年第 102号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市緑 寿荘	名古屋市中区新栄三丁目 32番17号 社会福祉法人九十九会	平成23年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで	平成23年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3年第 116 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7日議決指定管理者の指定（平成28年第 147号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市高 齢者就業支 援センター	名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1 公益社団法人名古屋市シ ルバー人材センター	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3年第 117 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7日議決指定管理者の指定（平成28年第 149号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市熱 田荘	名古屋市中村区名駅南二 丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3年第 118 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7日議決指定管理者の指定（平成28年第 150号議案）（令和 2年 7月 6日議決（令和 2年第 103号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市南区東又兵卫町 5丁目 1番地の16 名古屋ユースクエア共同 事業体	平成29年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 119 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成28年第 151 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中 村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
名古屋市富 田図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社		
名古屋市志 段味図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋 T R C グループ		
名古屋市緑 図書館	東京都中野区弥生町二丁 目 8 番15号 株式会社ヴィアックス		
名古屋市徳 重図書館	東京都中野区弥生町二丁 目 8 番15号 株式会社ヴィアックス		

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 120 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 126 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中 村生涯学習 センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
名古屋市熱 田生涯学習 センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市中 川生涯学習 センター	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社		
名古屋市港 生涯学習セ ンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市南 生涯学習セ ンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市緑 生涯学習セ ンター（分 館を除く。）	名古屋市中区栄一丁目16 番6号 シンコーグループ		
名古屋市名 東生涯学習 センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市天 白生涯学習 センター	愛知県春日井市六軒屋町 西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共 同事業体		

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 121 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 133 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市女性会館	名古屋市守山区小幡南一丁目 9 番15号 アイ・コニックグループ	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 122 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 135 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チーム YMO	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 123 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 136 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
東山公園展 望塔	愛知県刈谷市桜町 3 丁目 3 番地 サンエイ株式会社	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	(1) 名城公園の 公園施設（市 長の定めるも のに限る。） 平成30年 4 月 1 日から令 和 6 年 3 月31 日まで
名城公園の 公園施設（ 市長の定め るものに限 る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社		
荒子川公園 の公園施設 （市長の定 めるものに 限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ 大島造園土木グループ		(2) (1) 以外の 施設 平成30年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月31 日まで
庄内緑地の 公園施設（ 市長の定め るものに限	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ ミズノグループ		

る。)			
白鳥公園の 公園施設（ 市長の定め るものに限 る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 しろとりの杜グループ		
稲永公園野 鳥観察館	名古屋市港区新船町 1 丁 目 1 番地 東海・稲永ネットワーク		
戸田川緑地 の公園施設 （市長の定 めるものに 限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 チーム YMO		

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 124 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 138 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市み どりが丘公 園	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 みどりの風グループ	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 125 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 151 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	大阪府中央区淡路町三丁 目 6 番13号 コングレ・名古屋観光コ ンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 126 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 130 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 105 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民 会館	東京都渋谷区代々木五丁 目40番13号 共立・名古屋共立共同事 業体	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 127 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月7日議決指定管理者の指定（平成27年第 132 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 106 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 128 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 133 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 107 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	(1) 名古屋市昭和 文化小劇場 平成28年12 月 1 日から令 和 4 年 3 月31 日まで	(1) 名古屋市昭和 文化小劇場 平成28年12 月 1 日から令 和 5 年 3 月31 日まで
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	(2) (1) 以外の 施設 平成28年 4 月 1 日から令 和 4 年 3 月31 日まで	(2) (1) 以外の 施設 平成28年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月31 日まで
名古屋市名東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		
名古屋市北文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		

名古屋市緑 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市東 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市熱 田文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市昭 和文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 129 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 134 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 108 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 130 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 135 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 109 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民 ギャラリー 矢田	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 131 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 137 号議案）（令和 2 年 7 月 6 日議決（令和 2 年第 110 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市旧 川上貞奴邸	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 132 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成28年第 153 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市文化のみち榎木館	名古屋市北区楠味鋤五丁目2125番地 特定非営利活動法人榎木倶楽部	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 133 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成28年第 154 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市場 輝荘	名古屋市千種区法王町 2 丁目 5 番地の 1 特定非営利活動法人揚輝 荘の会	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 3 年第 134 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成28年第 155 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港 防災センタ ー	東京都港区港南一丁目 2 番70号 丹青社・コニックス共同 事業体	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 3 年第 135 号議案

整備計画の変更に対する同意について

昭和45年第 190 号議決（昭和45年 9 月30日議決）に基づき同意した、本市の管理に係る指定都市高速道路を新設して、料金を徴収する名古屋高速道路公社施行の事業について、その整備計画の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

令和 3 年 6 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

（理 由）

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第16条第 2 項の規定により、名古屋高速道路公社の整備計画の変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

名古屋高速道路公社から同意を求められた整備計画の変更事項

1 連結位置及び連結予定施設

変更前

路 線 名	連 結 位 置	連結予定施設
(略)		
名古屋市道高速1号	(略)	
	名古屋市中区大須一丁目附近	名古屋市道若宮大通
	(略)	
(略)		

変更後

路 線 名	連 結 位 置	連結予定施設
(略)		
名古屋市道高速1号	(略)	
	名古屋市中区大須一丁目附近	名古屋市道若宮大通
	名古屋市中区大須三丁目附近	名古屋市道若宮大通
	名古屋市中区千代田一丁目附近	名古屋市道若宮大通
	(略)	
(略)		

2 新設又は改築に要する費用の概算額

変更前 1兆7,470億円

変更後 1兆8,070億円

3 その他必要な基本的事項

変更前 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和9年度

変更後 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和10年度

(参 考)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜すい

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(1) 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

(2) 道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 整備計画

(2) (略)

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 }
5 } (略)

6 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項の整備計画又は第4項

第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 }
8 } (略)

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事实施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

保護費の返還の督促に関する審査請求について

下記要項により、保護費の返還の督促に関する審査請求があったので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 3第 7項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3年 6月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 審査請求人住所氏名

名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の 6市営西茶屋荘 4棟 102号

藤 法子

2 審査請求年月日

令和 2年 7月12日

3 審査請求に係る処分

名古屋市港区社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が上記審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第63条に基づく返還金に係る次に掲げる処分

- (1) 令和 2年 4月10日付けの督促処分（以下「本件処分 1」という。）
- (2) 同年 5月14日付けの督促処分（以下「本件処分 2」という。）
- (3) 同年 6月10日付けの督促処分（以下「本件処分 3」という。）
- (4) 同年 7月10日付けの督促処分（以下「本件処分 4」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分 1から本件処分 4までの各処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件各処分は、平成28年 6月 1日付けで処分庁が請求人に対して行った保護の廃止決定処分（以下「廃止決定処分」という。）に起因しており、廃止決定処分は違憲違法な事実認定に基づいたものであることから、無効である。

イ ある程度滞納状態が継続している請求人に対しては、電話又は訪問等による交渉が必要であるが、処分庁はこれを懈怠して本件各処分を行ったことから、本件各処分には、適正な手続を行っていないという違法及び不適正・怠慢がある。

5 棄却しようとする理由

(1) 地方自治法第 231条の 3第 1項の規定によれば、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）第 5条第 1項の規定によれば、市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

(2) 処分庁は、請求人が法第63条に基づく返還金を納期限までに納付しなかったため、地方自治法第 231条の 3第 1項及び条例第 5条第 1項の規定に基づいて本件各処分を行ったものであり、本件各処分に係る返還金が納期限までに納付されなかったことについて、請求人の反論はない。

(3) また、請求人は、違憲違法な事実認定に基づく廃止決定処分に起因する本件各処分は無効であると主張しているが、処分庁は、本件各処分は、算定誤りにより平成16年10月から平成20年 3月までに過渡しとなった生活扶助費について、平成21年 4月16日付けで処分庁が請求人に対して行った法第63条に基づく費用返還決定処分によるものであると弁明しているところ、これに対する請求人の反論はなく、廃止決定処分が違憲違法であると認め

るに足る事実も見当たらない。

(4) さらに、請求人は、交渉を懈怠して行われた本件各処分には適正な手続を行っていないという違法及び不適正・怠慢があると主張しているが、本件各処分は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び条例第 5 条第 1 項の規定による督促に該当し、その要件は、納期限までに納付しないことであって、交渉を要件とはしていないことから、処分庁が本件各処分を行うに当たり、請求人に対して交渉を行わなかったとしても、違法及び不適正・怠慢があるとは認められない。

(5) よって、本件各処分は、法令に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点はない。

(6) なお、審理員意見書も同旨である。

(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、保護費の返還の督促に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（督促、滞納処分等）

第 231条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 }
5 } (略)
6 }

7 普通地方公共団体の長は、第 1項から第 4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 }
5 } (略)
12 }

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 （略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 （略）

3 生活保護法（昭和25年法律第 144号）抜すい

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

